

2019年11月5日

大分大学学長
北野 正剛 殿

大分大学教職員組合
執行委員長 市來 龍大



団 体 交 渉 申 し 入 れ

以下の議題で団体交渉を申し入れます。

1. 人事給与マネジメント改革における教員給与・年俸制への対応について

- ・文部科学省が平成31年2月25日付で「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」を策定しており、本学でも対応がなされるものとするが、その検討状況について明らかにすること
- ・今回の人事給与マネジメント改革では、「年俸制の見直し」が提起されているが、それに対応して本学にて新たな年俸制（以下新年俸制）が導入される際、現行の月給制を基準として、基本給部分を減額し業績給部分を増額するような変更をしないこと
- ・新年俸制においては、「「+」「-」の成績率のある業績給」の設定が求められているが、「「+」「-」の成績率」は、現行の月給制における期末手当・勤勉手当相当部分に対する加算部分について設定することで対応すること

2. 事務職員・技術職員の待遇改善について

- ・事務職員の昇格改善を行うこと
- ・事務職員の時間外労働の縮減策を具体的に講じること。その1つとして、今年度36協定締結時の職員代表委員会との合意をふまえて、時間外労働が多い職場について、「仕事を減らす、人を増やす、非常勤職員の雇止めをやめる」ようにすること
- ・心身の健康問題による病気休暇の取得者が増えている実態に対して、対策強化の取り組みを行うこと。また、復帰支援対策をさらに強化すること
- ・技術部と人事課間のキャリアパスに関する意見交換会を引き続き継続し、さらなる前向きな改善を行うこと
- ・大分大学技術専門員昇格選考基準を踏まえつつ、専門員定数増および退職前5級・技術専門職員5級の改善を行うこと

3. 非常勤職員の待遇改善について

- ・無期転換に関する「規程」第2条（適用範囲）第5号を適正かつ積極的に活用すること。また、その運用はガイドラインにしたがって公正で透明性の高いものとする
- ・ボーナスを支給すること
- ・年次有給休暇を15日に増やすこと
- ・病気休暇の有給休暇を3日間から5日間へ延長すること

- ・子の看護休暇、家族の介護休暇の有給休暇を3日間から5日間へ延長すること。また、常勤職員と同様に2人以上の場合の規定を追加すること
- ・非常勤職員と常勤職員との待遇の相違について、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条で禁止される「不合理と認められる相違」に該当しない理由を待遇ごとに説明すること
- ・駐車料金を無料にすること

4. 男女共同参画社会の実現にむけて

子の看護休暇について、取得対象を小学校6年生までとすること

5. その他

教職員駐車場の確保・整備を行うこと。また、駐車料金を適正に使用すること